

別紙様式

令和 年 月 日

農林水産省輸出・国際局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和8年度アジア地域の食料安全保障の確立に向けた農業経営研修及び研修効果実態把握事業
に係る課題提案書の提出について

令和8年度アジア地域の食料安全保障の確立に向けた農業経営研修及び研修効果実態把握事業
に係る課題提案書を、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

(担当者)
所属：
役職：
氏名：
TEL：
Email：
H P：

(注1) 別添「令和8年度アジア地域の食料安全保障の確立に向けた農業経営研修及び研修効果
実態把握事業に係る課題提案書」とともに、関係書類として第7の1(2)及び(3)を
添付すること。

(注2) 事業化共同体(コンソーシアム)については、第3の6の(4)にある規約及び構成員
が分かる資料を添付すること。

令和8年度アジア地域の食料安全保障の確立に向けた農業経営研修及び研修効果実態把握事業
に係る課題提案書

1 事業実施体制

第1 事業従事者の役職・氏名・役割・経験等

(注1) 事業従事者とは、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22 経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、事業に直接従事する正職員、出向者及び嘱託職員とする。

(注2) 主たる責任者、生活指導員及び研修指導員等の役割とともに、本事業に関連する知見や専門性、類似・関連業務への従事年数がわかるよう記載してください。また、主たる責任者については、本事業の遂行が可能な管理能力を有していること等が分かるよう記載してください。

第2 経理責任者の役職・氏名・経験等

(注) 経理業務への従事年数や経理関係の取得資格等、本事業の遂行が可能な経理処理能力を有していることが分かるよう記載してください。

2 事業実施計画

第1 総括表

本事業を実施するために必要な経費の全ての額（消費税等の一切の経費を含む。）

事業名	区分	事業費	経費負担の区分		備考
			国庫補助金	補助事業者	
アジア地域の食料安全保障の確立に向けた農業経営研修及び研修効果実態把握事業	(1) 農業経営研修事業に要する経費 (2) 研修効果実態把握事業に要する経費	円	円	円	
計					

(注1) 別途経費内訳書（様式自由）を作成して添付してください。

(注2) 積算単価の根拠を添付してください。

第2 事業計画

1 事業の目的

(注) 事業背景・事業目標等も含めて記載してください。

2 実施内容

(1) 農業経営研修事業

① 実務研修実施に係る条件

記載箇所	条件
へ	我が国の資金により主として運営される事業として行われる研修
ト	外国の国又は地方公共団体等の常勤職員に対して行われる研修
チ	研修生は外国の国又は地方公共団体の指名に基づき、かつ住所を有する地域において技能等を広く普及する業務に従事している者であり、我が国の援助及び指導を受けて行われる研修

(注) 本事業は在留資格「研修」に該当するため、研修生は出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（以下「省令」という。）に定める基準に適合しなければならない。省令の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第五号に掲げる基準のうち、上記へ～チのいずれか該当するものを選択し、該当するもの以外の行を削除すること。

② 研修生の選考

国名	送り出し機関名	選考方法	選考基準

(注) 国別に記載してください。選考基準については、研修生が研修終了後、研修生が修得した技能等を要する予定の者であることがわかるような事項、年齢条件等について可能な限り詳細に記載してください。また、(1)の①において、チを選択した場合は、研修生が技能等を普及する業務に従事していることがわかるような事項等を可能な限り詳細に記載してください。

③ 研修・宿泊施設の概要

研修の種類	研修・宿泊施設名	研修施設概要
基礎研修		
学科研修		
農家研修		

(注) 研修施設概要については、研修施設の安全衛生上の措置がわかるよう可能な限り詳細に記載してください。

④ 研修生の保険・保障

実費負担者	手続き方法

(注) 手続き方法については、可能な限り詳細に記載してください。

⑤ 研修生の帰国担保措置

国名	実費負担者

(注) 国別に記載してください。実費負担者については、可能な限り詳細に記載してください。

⑥ 実務研修実施状況に係る文書について

作成方法	保管方法及び保管期間

(注) 作成方法、保管方法及び保管期間については、可能な限り詳細に記載してください。

⑦ 実務研修の割合について

実務研修(時間)	非実務研修(時間)	非実務研修の内容

(注) 実務・非実務研修の時間数及び非実務研修の内容については、可能な限り詳細に記載してください。

⑧ 対象国及び人数

国名	人数

(注) 国別に記載してください。人数については、可能な限り詳細に記載してください。

⑨ 研修内容

ア 集団研修

研修の種類	時期・期間	体制、研修内容及び実施方法
基礎研修		
学科研修		
○○研修		

(注) 体制、研修内容及び実施方法については、可能な限り詳細に記載してください。

イ 農家研修

研修生	時期・期間	配属先	体制、研修内容及び実施方法
国名	人数	都道府県	

--	--	--	--	--

(注) 体制、研修内容及び実施方法については可能な限り詳細に記載してください。

ウ 企業及び研究機関施設等訪問

研修生		時期	視察先	実施内容
国名	人数			

(注) 時期、視察先及び実施内容については、可能な限り詳細に記載してください。

(2) 研修効果実態把握事業

① 派遣元国における報告会の開催

国名	時期	実施方法及び報告内容

(注) 国別に記載してください。実施方法及び報告内容については、可能な限り詳細に記載してください。

② 学識経験者等による現地調査及び技術指導

国名	学識経験者等		時期	実施内容
	氏名	所属・役職名		

(注) 実施内容については、学識経験者等が行う現地調査、助言・指導内容等について、可能な限り詳細に記載してください。

③ 我が国の中核的な農家による技術指導

国名	時期	実施内容

(注) 実施内容については、我が国から派遣する中核的な農家や指導内容等について、可能な限り詳細に記載してください。

④ 研修修了生の情報収集

ア 名簿の作成

作成時期	提出時期	情報収集の方法

(注) 情報収集の方法については、可能な限り詳細に記載してください。

イ 研修修了生の営農状況に関する情報収集

送付時期	提出時期	情報収集の方法

(注) 送付時期については、交付決定後、速やかに対象年度の研修修了生にアンケー

トを送付し、研修生の送り出し機関と緊密に連携の上、可能な限り年度の上半期中に回答が得られるように設定してください。

⑤ 研修修了生同士のネットワーキング及び研修修了生への情報提供

時期	実施方法及び情報提供の内容

(注) 時期、実施方法及び情報提供の内容については、可能な限り詳細に記載してください。

第3 工程表

上記2 (事業の内容) の事業について、時系列で可能な限り詳細に記載してください。

3 類似・関連事業の実績

国内外における研修生受入れに関する取組やアジア地域等での活動実績について、簡潔に記載してください。

4 「みどりチェック」チェックシート

- 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からぬ場合は、解説書をご覧下さい。
- ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック

環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨ 資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

5 その他参考事項